

畜産会 経営情報

No.
398

令和5年1月20日

公益社団法人 中央畜産会

Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2デューアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL https://jlia.lin.gr.jp/business/manage_info/
E-mail jlia@jlia.jp

主な記事

1 | 畜産学習室

**畜産特別資金借受者への経営改善指導(第7回)
～宮崎県における関係機関一体での取り組み～**

(公社)宮崎県畜産協会 植木 俊郎

3 | 畜産学習室

**インボイス制度の導入と適格請求書
発行事業者の登録**

税理士 森 剛一

2 | 行政の窓

令和5年度畜産物価格等の決定について
農林水産省

4 | お知らせ

各種交付金単価の公表について

畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第7回) ～宮崎県における関係機関一体での取り組み～

(公社)宮崎県畜産協会 植木 俊郎

はじめに

前号では、宮崎県における畜特資金の状況から借受者に対する支援協議会の審査委員会と連携した取り組みの概要等を紹介しました。今回は、①畜産経営分析システムの概要(データ支援)、②指導研修実績、③特別指導班活動について紹介します。

畜産経営分析システムの概要

宮崎県畜産協会では、肉用牛繁殖経営、肉用牛肥育経営、酪農経営を対象に、既存デー

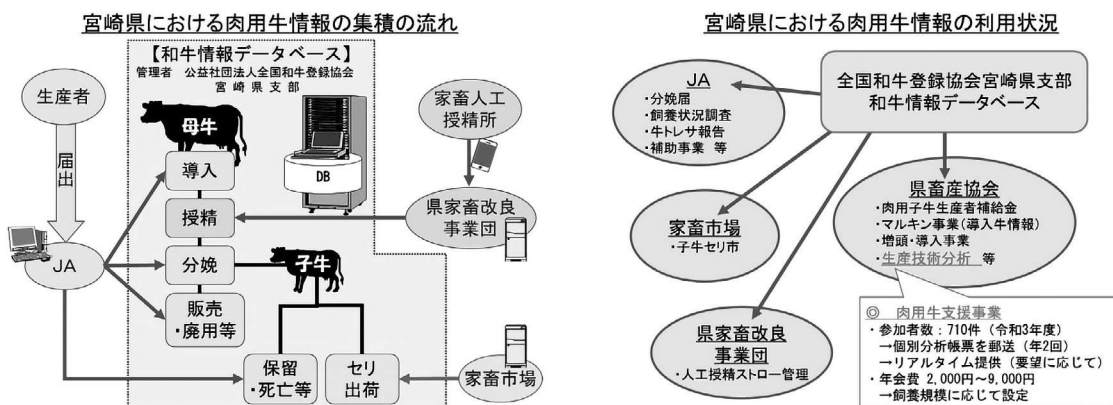
タを活用して生産技術等を分析できるシステムを整備しています。特に平成16年度から実施している肉用牛繁殖経営については、分析帳票をリアルタイムで発行することができ、県内全戸の帳票の作成が可能であることから、関係機関の農家指導において本県スタンダードの取り組みとなっており、畜特借受者の指導においても適宜活用されています。また、令和2年度から3年度にかけて新たな肉用牛肥育経営分析システムを構築し、こちらも指導現場での活用が適宜進められています。

肉用牛繁殖と肥育分析システムのデータ等関係図は図1・2のとおりです。本システム

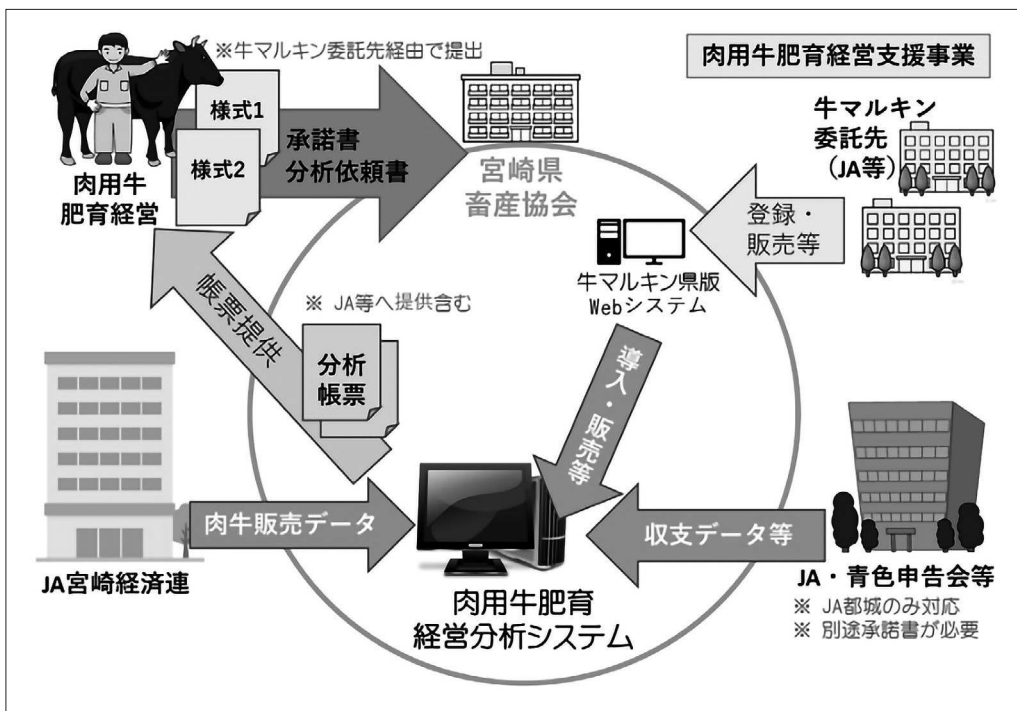
を活用することにより、各農家の抱える問題
 点の抽出が容易となり、指導方針の検討等に

役立てられています。

(図1) 肉用牛繁殖経営支援システム関連図



(図2) 肉用牛肥育経営支援システム関連図



指導研修実績

技術員が生産技術の専門的知見・経験を得るための要素として「身近で経験豊富な技術者の存在」と「現場で家畜を観る機会の多さ」があげられますが、現状は指導機関等の人員

減少と事務的作業の増加によって、経験豊富な技術者が不足していることに加え、家畜防疫の観点からの農場巡回の減少や近年の新型コロナウイルス感染防止対策によって、ますます農家と接触する機会が減少しており、指導力を持った技術員が育ちにくい環境となっ

ています。

これらの状況を改善するため、県では平成25年度から令和3年度まで一定水準以上の指導力を有する人材（畜産マスター）を育成する事業を実施しました。県畜産協会が実施主体となり肉用牛、養豚、酪農の各畜種に精通する全国的に高名かつ実績のあるコンサルタントを外部講師として招聘し、実践型の技術研修を開催するもので、これまでに延べ70名程が研修を修了し、畜産マスターとしてそれぞれの指導現場で活躍しています。

あわせて地域の技術員を対象に全国で活躍されているコンサルタントを外部講師とした研修会を開催し、現場指導におけるポイントや改善事例等についての研修を実施していま

す。（近年の開催内容は表1を参照）

畜特資金等特別指導班の活動

畜特借受者等の指導においては、融資機関等による定期的な経営管理によって経営が改善する農家がある一方、改善の兆しがなかなか見えない農家も存在します。このような農家では一般的な指導レベルでは解決できず、指導が行き詰まることもあるため、畜産協会では、より高度で専門的知見に基づいた指導を行うことを目的として特別指導班の活動を開始しました。

特別指導班では、前述した全国域コンサルタントを招聘し、専門的知見に基づく最先端

（表1）指導者研修会開催内容一覧

実施年度	畜種	講師名	会場	参集範囲および参加人数	研修内容
R1	酪農	(株) きくち酪農コンサルティング 代表取締役社長 菊地 実 氏	小林市	農家、関係機関等：22人	「飼養管理のポイント」
	肉用牛繁殖	(有) シェパード中央家畜診療所 代表取締役 松本 大策 氏	宮崎市	農家、関係機関等：58人	「繁殖成績向上のポイント」
	肉用牛肥育	茨城県畜産農業協同組合連合会 常務理事 中川 徹 氏	宮崎市	関係機関等：41人	「儲かる肥育牛をつくるポイント」
	養豚	(株) スワイン・エクステンション&コンサルティング 代表取締役 大竹 聡 氏	宮崎市	農家、関係機関等：14人	「国内外における養豚最新知見」
R2	酪農	広島大学大学院統合生命科学研究科 准教授 杉野 利久 氏	都城市	関係機関等：15名	「スマート畜産とは何か？スマート畜産によって日本の畜産はこう変わる！」
	肉用牛繁殖	(有) シェパード中央家畜診療所 代表取締役 松本 大策 氏	宮崎市	農家、学生、関係機関等：35名	「コンサルという仕事とこれからの肉用牛生産」
	肉用牛肥育	茨城県畜産農業協同組合連合会 常務理事 中川 徹 氏	宮崎市 (講師オンライン)	関係機関等：27名	「コロナ禍に負けない肥育牛づくり」
	養豚	(株) スワイン・エクステンション&コンサルティング 代表取締役 大竹 聡 氏	宮崎市 (オンライン)	関係機関等：40名	「養豚疾病対策の本質を“理解”する&疾病対策と農場巡回時の注目ポイント」
R3	酪農	広島大学大学院統合生命科学研究科 教授 杉野 利久 氏	都城市 (ハイブリッド)	関係機関等：28名	「今、考えること？」
	肉用牛繁殖	(有) シェパード中央家畜診療所 代表取締役 松本 大策 氏	宮崎市 (ハイブリッド)	農家、関係機関等：70名	「損するコソ！」
	肉用牛肥育	茨城県畜産農業協同組合連合会 常務理事 中川 徹 氏	宮崎市 (オンライン)	関係機関等：23名	「今後の肉用牛経営における重点事項について」
	養豚	(株) スワイン・エクステンション&コンサルティング 代表取締役 大竹 聡 氏	宮崎市 (ハイブリッド)	関係機関等：27名	「PRRS対策の基礎と実践-解明！PRRSワクチン都市伝説-」
R4	システム	(株) コトブキソリューション	宮崎市	関係機関等：25名	畜特システム研修会（pc使用）

のコンサルを体験することで、指導レベルを高めることも目的としています。

最終的には全国域コンサルタントの直接指導に頼らず、本県技術員の手で一件でも多くの畜特借受者等の経営改善を実現することを目指して、今後も活動を継続していきます。

特別指導班における生産性改善上の主な課題は畜種別に次の通りです。

- ・肉用牛繁殖経営：分娩間隔、子牛発育および自給飼料の質の向上
- ・肉用牛肥育経営：肉質および枝肉重量の向上
- ・養豚経営：分娩回数、子豚育成率および飼料要求率の向上
- ・酪農経営：乳量、自給飼料の質の向上および搾乳機械の点検

【指導の共通内容】

- ・各ステージ別（哺育・育成・肥育、分娩・泌乳）の栄養管理（飼料のバランス、給与量、飲水量）
- ・畜舎の構造（飼養密度、飼槽・水槽の場所および形状）および飼養環境（温湿度、換気、家畜の移動、作業動線）
- ・家畜疾病予防（換気、消毒、馴致、駆虫）
- ・自給飼料生産（土壌管理、収穫時期、保存方法）
- ・機械の点検（自動給餌機、搾乳機械、消耗部品の劣化）

以上を念頭に置きながら、経営数値だけにとらわれずに経営主の話に耳を傾け、実際の飼養環境および家畜のコンディション等から総合的に考察し、優先順位の高いもの（費用

対効果が高く、即効性があるもの）から段階的なコンサルが行われます。改善方針決定後は関係機関が定期的に巡回し、取り組み状況を確認していきます。コンサルの成果が現れることで経営主との信頼関係は深まり、改善のスピードが早まります。

おわりに

本県の畜特借受者に対する指導体制は、過年度を含めた問題点や指導内容および改善点について、支援協議会が一体となって取り組む体制を構築しており、多くの畜特借受者の経営改善につながっています。

最後に、令和4年10月6日～10日に開催された「第12回全国和牛能力共進会」において、本県は、第7区（脂肪の質評価群）で首席を獲得しました。肉牛の部では、内閣総理大臣賞を受賞し、これで、史上初の四大会連続で内閣総理大臣賞を受賞することができました。この結果は、飼料価格や生産資材の高騰によって厳しい経営状況が続く本県の畜産農家を勇気づけるものであり、生産者および関係機関の団結力が示された賜物と考えております。

経営改善の指導においても畜特借受者はもとより、関係機関一体となった団結力により、一件でも多くの畜産農家の経営健全化が図られるよう現場に寄り添った対応を今後も継続してまいります。

（筆者：（公社）宮崎県畜産協会 経営支援部 経営支援課 主幹）

畜産映像情報

がんばる! 畜産! 6



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方はもとより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

●配信中的内容●

総集編②全国和牛能力共進会に向けて取り組む高校生たち／都市の中での乳肉複合による多角経営／総集編①自給飼料生産に取り組む生産者たち ほか

ドキュメント! 畜産の新主役たち

このコンテンツでは、畜産物の安全性確保や6次産業化の取り組み、女性、障がい者など多様な担い手の活躍を「人」に着目して紹介します。

●配信中的内容●

安全で美味しい畜産物を消費者に届けるための認証制度 農場HACCP／畜産業界で活躍する女性たち (総集編)／災害に負けなかったミルク ほか

なるほど! 畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介します。

●配信中的内容●

乳製品が搾乳現場から消費者に届くまでに密着! (総集編)／乳製品ができるまで／災害に立ち向かった畜産業界 (総集編)

ほか

グリーンチャンネル
でも放送中

--- 放送日 ---
毎週月～金曜日
朝7時～

「がんばる! 畜産! 6」

URL: <https://jlia.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890



行政の窓

令和5年度畜産物価格等の決定について

農林水産省

農林水産省は令和4年12月14日、食料・農業・農村政策審議会に対し、令和5年度畜産物価格等について諮問を行い、妥当であるとの答申を受け、令和5年度畜産物価格等を決定しました（表1）。

加工原料乳生産者補給金については、前年度単価に搾乳牛1頭当たりの生産費と乳量の変動を踏まえた生産コスト等の変動率を乗じて算出しました。初任牛価格の下落や労働時間減少がありましたが、飼料価格高騰や子牛価格下落による副産物収入の減少により、令和5年度は8円69銭（前年比43銭増加）となりました。

集送乳調整金単価は、加工原料乳の集送乳経費および集送乳量の各々の変動率から求めた集送乳コスト等変動率を前年度の調整金単価に乗じて、当該年度の調整金単価を算定しており、令和5年度は2円65銭（前年比6銭増加）となりました。

総交付対象数量は、乳製品向けに必要な生乳供給量として推定乳製品向け生乳消費量347万tから、カレントアクセス輸入量14万tおよびTPP11、日EU・EPA関税割当数量3万tを控除して算定しており、令和5年

度は330万t（前年比15万t減少）となりました。

肉用子牛の保証基準価格については、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種の規模拡大に伴う家族労働時間の縮小により、労働費はわずかに低下傾向にありましたが、配合飼料価格や乾牧草等の飼料費上昇により増額しました。なお、乳用種および交雑種については配合飼料価格が上昇したものの、もと畜費が低下していることから前年と同額となりました。

肉用子牛の合理化目標価格については、輸入牛肉価格が上昇していることから黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種で増額となり、乳用種および交雑種は据え置きとなりました。

鶏卵の補填基準価格は、一定期間（6年間）の周期変動に加え、夏季の低需要期に価格が低下する季節変動がありますが、これまで平均的には生産コストがまかなわれていたことに着目し、一定期間の平均価格を基に、生産コストの変化率と低需要期の変動を織り込み、補填基準価格を算出しています。そのため令和5年度価格は209円（前年比28円増加）となりました。鶏卵の安定基準価格は、補填

基準価格と、通常の変動を超えた大幅な価格
低落の際に、需給改善に取り組むとして安定

基準数値価格を算出し、令和5年度価格は
190円（前年比31円増加）となりました。

（表1）令和5年度畜産物価格

①畜産経営の安定に関する法律に基づく総交付対象数量ならびに加工原料乳生産者補給金の単価および集送乳調整金の単価

	令和4年度	令和5年度
総交付対象数量	345万 t	330万 t
生産者補給金の単価	8.26円/kg	8.69円/kg
集送乳調整金の単価	2.59円/kg	2.65円/kg

②肉用子牛の保証基準価格および合理化目標価格

（単位：円／頭）

		令和4年度	令和5年度
保証基準価格	黒毛和種	541,000	556,000
	褐毛和種	498,000	507,000
	その他の肉専用種	320,000	325,000
	乳用種	164,000	164,000
	交雑種	274,000	274,000
合理化目標価格	黒毛和種	429,000	439,000
	褐毛和種	395,000	400,000
	その他の肉専用種	253,000	256,000
	乳用種	110,000	110,000
	交雑種	216,000	216,000

合理化目標価格の適用期間

今回の合理化目標価格の適用期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

③鶏卵生産者経営安定対策事業に係る鶏卵の補填基準価格および安定基準価格

（単位：円／kg）

	令和4年度	令和5年度
補填基準価格	181円/kg	209円/kg
安定基準価格	159円/kg	190円/kg

畜産学習室

インボイス制度の導入と適格請求書 発行事業者の登録

税理士 森 剛一

畜産農業者の登録申請

消費税の課税事業者の畜産農業者は、早めの適格請求書発行事業者（以下「インボイス発行事業者」）の登録申請をお勧めします。インボイス発行事業者になると消費税申告が必要ですが、課税事業者なら追加の事務負担はありません。インボイス発行事業者には、買手の求めに応じて適格請求書（以下「インボイス」）を交付する義務がありますが、販売精算書（委託販売）や仕入明細書等（買取販売）が作成される取引では、売手がインボイスを作成しなくてかまいません。また、卸売市場特例が適用される食肉市場の枝肉の取引や農協特例が適用される生乳の取引では、売手のインボイスの発行は不要です。一方、堆肥販売の請求書や領収書には登録番号を記載してインボイスとする必要があります。インボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録日とするには、原則として令和5年3月末までの登録申請が必要になります。

インボイス制度とは

消費税は「納税額＝売上税額－仕入税額」で計算しますが、仕入税額を差し引くことを

「仕入税額控除」といいます。適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」）とは、一般課税の場合の仕入税額控除の要件としてインボイスなどの保存を求めるものです。インボイスなどには、区分記載請求書等保存方式（以下「現行制度」）の請求書等の記載事項に加え、①登録番号、②税率ごとの消費税額および適用税率を記載します。インボイス制度の仕入税額は、インボイスなどに記載された消費税額の積上げ計算が原則となります。一方、簡易課税では、「売上税額×みなし仕入率」で仕入税額を計算するので、インボイスなどの保存は求められません。

インボイス制度とは、複数税率に対応した仕入税額控除の方式ですが、令和元年10月1日に開始した現行制度でも複数税率に対応できています。このため、インボイス制度の導入は、単に複数税率への対応だけでなく、免税事業者の益税の解消が狙いと考えられます。インボイス制度では、免税事業者にインボイスの交付を求めないため、免税事業者からの課税仕入れについて原則として仕入税額控除ができなくなります。その結果、免税事業者は、消費税相当額の値引きを求められたり、取引を断られたりすることがあります。そこで、免税事業者においてはインボイス発

行事業者となって課税事業者となる途も検討してください。

保存が必要となるインボイスなどの請求書等の範囲

インボイス制度で仕入税額控除の要件として保存が必要な請求書等（これらの書類に係る電磁的記録を含む）には、次の3種類があります。

- ① 売手が交付するインボイス（適格請求書）
または簡易インボイス（適格簡易請求書）
- ② 買手が作成する仕入明細書等（売手の確認を受けたものに限る）
- ③ 卸売市場特例および農協特例（農協等特例）において受託者から交付を受ける一定の書類

ただし、公共交通機関や自動販売機、郵便ポストによる取引は、インボイスの交付義務が免除されており、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、日当および通勤手当等（通常必要と認められる額に限る）も同様に、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

卸売市場特例および農協特例とは

卸売市場や農協等を通じた流通形態では、インボイス発行事業者から出荷された農産物等と免税事業者から出荷された農産物等を区別できません。このため、卸売市場、農協等が販売の委託を受けて行う農林水産物の譲渡等にはインボイスの発行義務を免除し、卸売市場や農協等から交付を受けた書類の保存で

仕入税額控除を可能としています。

卸売市場特例は、卸売業者が卸売市場において卸売の業務として出荷者から委託を受けて行う生鮮食料品等の販売が対象となります。また、農協特例は、農協や農事組合法人などが次の条件によって無条件委託方式かつ共同計算方式により販売を委託した農林水産物の販売が対象で、譲渡を行う者を特定せずに行うものに限られます。

- ① 無条件委託方式（出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること）
- ② 共同計算方式（一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算すること）

家畜市場での家畜の取引は、卸売市場で行う生鮮食料品等の譲渡ではないため、卸売市場特例の対象となりません。また、家畜市場の取引は、たとえ農協等に委託する場合であっても共同計算方式とならず、農協特例の対象となりません。このため、免税事業者が家畜市場に出荷した肉用子牛は、購買者が仕入税額控除できない分、セリ価格が下がることが想定されます。

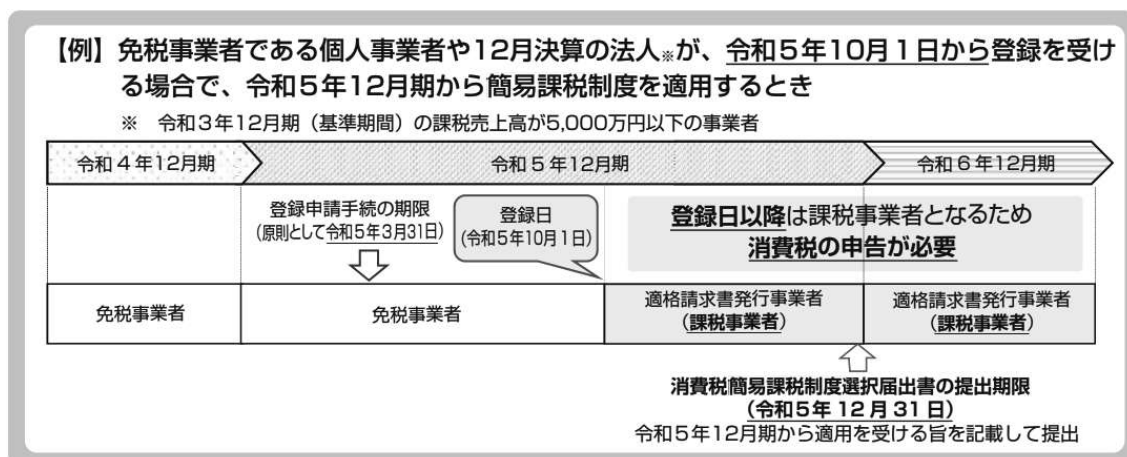
免税事業者の登録申請手続き

免税事業者の肉用牛繁殖経営は、市場でのセリ価格が低くなる懸念があるため、インボイス発行事業者になる方が有利です。令和11年10月1日の属する課税期間までに登録すれば、経過措置により登録日から課税事業者と

なります。また、登録日の属する課税期間に消費税簡易課税制度選択届出書を提出す

ば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

（図1）免税事業者の登録申請と簡易課税制度の適用



簡易課税制度の適用を受ける場合、肉用子牛の売却（みなし仕入率70%）の納税額は売上税額（10%）の3割となります。なお、令和5年度税制改正により、これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置が講じられます。この措置により、肉用子牛の売却については、簡易課税制度の適用を受ける場合に比べ、負担が軽減されます（図1）。

任意組合の飼料生産組織（コントラクター）などの取り扱い

任意組合のコントラクターでは、その組合員の全てがインボイス発行事業者でなければ、インボイスを交付できません。任意組合でインボイスを交付する場合、組合の代表者などの組合員のいずれかが代表してその氏名・名称と登録番号をインボイスに記載しますが、あらかじめ「任意組合等の組合員の全

てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」の提出が必要です。また、インボイス発行事業者でない新たな組合員を加入させた場合や組合員のいずれかがインボイス発行事業者でなくなった場合はインボイスを交付できなくなり、「任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書」を提出しなければなりません。このため、任意組合としてインボイスを発行することは困難で、インボイスを発行するには法人化が必要です。法人であれば構成員に免税事業者がいてもインボイス発行事業者になれます。

免税事業者からの仕入れに係る経過措置

インボイス制度では、免税事業者や任意組合（組合員の全てがインボイス発行事業者の場合を除く）などインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについてインボイスの交付を受けられないことから、原則として仕

入税額控除ができません。ただし、インボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても、次のとおり、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

この場合、現行制度の記載事項に加え、例えば、「80% 控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載した帳簿の保存が必要となります。

期 間	割 合
令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から 令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

畜産クラスターリースなど補助付きリースのインボイス制度への対応

畜産クラスター事業などの補助付きリースで、リース事業者が補助金相当額を値引きして消費税を計算したリース契約書が散見されます。リース事業者に交付された補助金は、間接補助金で、本来、リース事業者でなく賃

借人で圧縮記帳すべきものです。

リース取引(ファイナンスリース)は、税務上、リース資産の売買として扱われます。かりに補助金相当額を値引きした価格で賃借人がリース資産を取得したとなれば時価(=物件価格)より安い「低額譲受け」となって、賃借人に受贈益課税が生じます。ただし、現行制度では、リース契約書の賃借料の合計額に補助金相当額を加算した「税込対価の額」を賃借人が追記でき、税込対価の額を割戻し計算して仕入税額控除できます。この場合、補助金相当額を加算した金額で資産計上のうえ、賃借人が補助金相当額を圧縮記帳できます。

ところが、インボイス制度では、「税込対価の額」を追記できないため、リース契約書で補助金相当額を値引きして計算した消費税を記載すると、値引き後の価格で資産計上するしかなく、受贈益に対する法人税や所得税の課税が生じます。このため、リース契約書をインボイスに対応させるため、次のような記載方法の変更が求められます(図2)。

(図2) 補助付きリースのリース契約書をインボイスとするための記載方法の変更の例

現状の 記載方法	(5) リース料および その支払方法	リース料(総額)	3,379,320 円	合 計	3,717,252 円
		消費税等	337,932 円		
インボイス 対応の 記載方法	(5) リース料および その支払方法	物件価格	6,200,000 円	計	7,099,320 円
		消費税等	620,000 円		
		附加貸付料・動産保険料	279,320 円		
		補助金額(差引)	3,100,000 円	差引合計	3,999,320 円

注：物件価格6,200,000円、補助率1/2、附加貸付料・動産保険料279,320円の場合

インボイス制度を契機に、リース契約書の記載方法が是正されると期待しますが、リース契約書の記載方法など適正に処理しているリース事業者を畜産農業者においても選ぶよ

うにしましょう。

(筆者：(一社) 全国農業経営コンサルタント協会 会長／森税務会計事務所 所長)

中央畜産会からのお知らせ

畜産経営者・経営指導者待望の新刊!



必読 よくわかる 「よりよい消毒」

関 令二 著

A4 サイズ 132 ページ
(一部カラーページあり)

関 令二 (せき れいじ)

1927 年生まれ。東京高等農林学校（現東京農工大学）獣医畜産学科卒。同年農林省畜産局入省、各種畜牧場勤務。

1981 年農林水産省退官後、田村製薬(株)・北里研究所客員部長を歴任。獣医学博士。

本書は、国内外の豊富な科学的研究成果に基づき、消毒の基本的な考え方をはじめ場所や物に合わせた具体的かつ適切な消毒の実施方法について解説しています。

農場での消毒にあたり責任を持って実施する立場にある飼養衛生管理者の方々をはじめ、農場の指導にあたる獣医師、畜産技術者の方々に広くお読みいただける 1 冊です。

推薦のことは

本書が、畜産・家畜衛生分野の関係者に広く読まれることで、消毒への正しい理解につながり、日常から畜産現場で活用されることを通じて、「よりよい消毒」が実践され、家畜衛生環境の向上と家畜伝染病対策の強化につながることを強く期待している。

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長 石川 清康 氏

全体を通じて一貫しているのは、畜産現場での応用という視点であり、長年、消毒にかかわってこられた関先生でなければ書くことのできないユニークかつ優れた著書である。

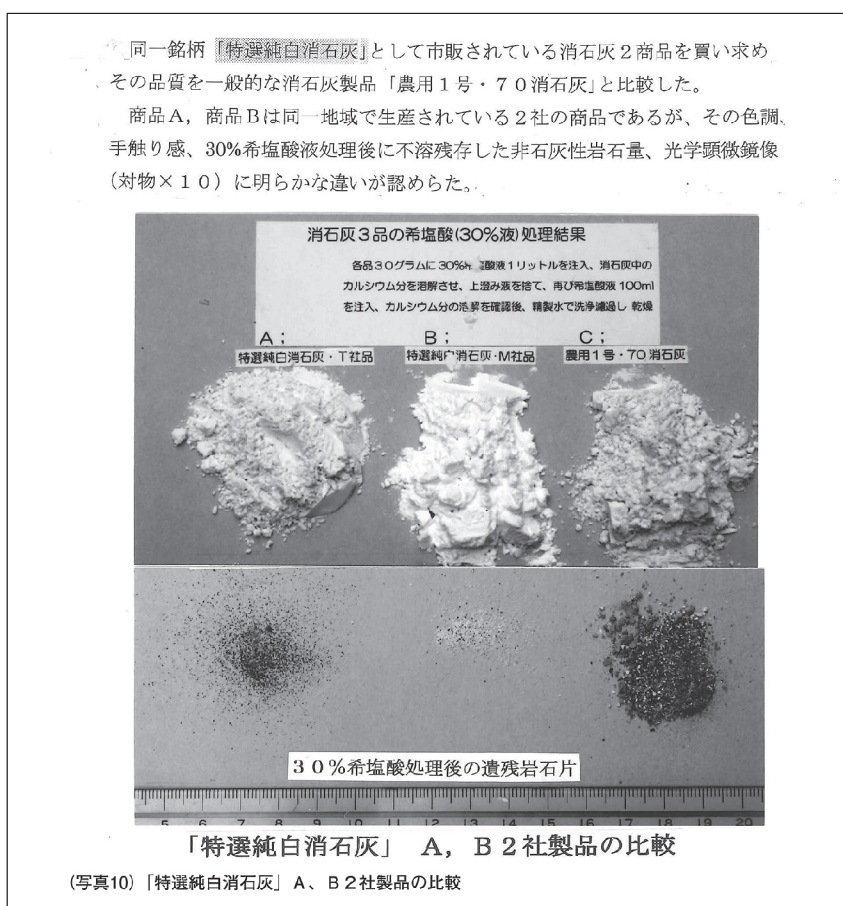
本書が、広く畜産・家畜衛生関係者に読まれ、それぞれの現場で活用され、そこからまた新しい消毒の実践技術が開発・共有され、日本の「消毒」が進歩していくことを期待している。

(一社) 食肉科学技術研究所 理事長 川島 俊郎 氏

必読 よくわかる「よりよい消毒」 主な内容

- ① 畜鶏舎周囲の環境改善の必要性
- ② 畜産現場における水衛生問題とその対応
- ③ 消毒の3原則、濃度・温度・時間+pH
- ④ 消毒資材としての消石灰とその効果 他

カラー写真等を交え分かりやすく解説しています！



お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部（情報）

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2 ディアイシービル 9 階

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

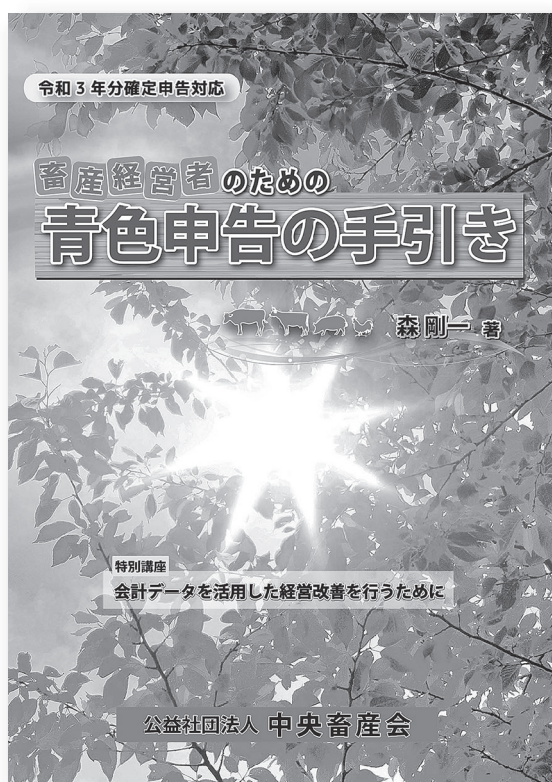
中央畜産会からのお知らせ

畜産経営者のための 青色申告の手引き

— 令和3年分確定申告対応 —

森 剛一 著

特別講座「会計
データを活用した
経営改善を行う
ために」を収録！



畜産経営の発展を図るためには、記帳に基づく経営管理の一層の改善および合理化が求められます。

本書は、平成15年版以降改訂を重ね、今般見直しを行った改訂版で、消費税インボイス制度をはじめ、各種奨励金・補てん金、肉用牛免税等優遇税制や共済金・共済掛金等の経理処理といった最新の事業制度にも対応。

畜産経営者・経営指導者必携の一冊です。

【主な内容】

- 第1章 青色申告の制度
- 第2章 畜産経営の簿記記帳実務
- 第3章 決算と確定申告
- 第4章 事業継承と法人化の税務
- 参考資料 確定申告書 B 記入例 他

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部（情報）

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2 ディアイシービル 9 階

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlja.jp

農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和4年11月分〕

令和4年11月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定及び同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を公表します。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払を行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和5年2月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1
北海道	1,224,854円	1,286,284円	48,287.0円	静岡県	1,228,068円	1,276,696円	36,765.2円
青森県	1,246,264円	1,261,264円	6,500.0円	新潟県	1,267,582円	1,244,082円	—
岩手県		1,218,057円	—	富山県		1,267,720円	—
宮城県		1,266,811円	11,492.3円	石川県		1,229,310円	—
秋田県		1,217,393円	—	福井県		1,233,749円	—
山形県		1,198,448円	—	岐阜県※2	1,515,632円	1,322,056円	—
福島県		1,243,077円	—	愛知県	1,258,996円	1,279,904円	11,817.2円
茨城県		1,279,084円	38,914.4円	三重県		1,235,913円	—
栃木県	1,228,068円	1,262,931円	24,376.7円	滋賀県	1,235,459円	1,293,209円	44,975.0円
群馬県		1,285,674円	44,845.4円	京都府		1,269,920円	24,014.9円
埼玉県		1,268,912円	29,759.6円	大阪府	1,235,459円	1,216,944円	—
千葉県		1,247,373円	10,374.5円	兵庫県※2		1,440,784円	1,223,839円
東京都		1,249,139円	11,963.9円	奈良県	1,235,459円	1,244,061円	741.8円
神奈川県		1,281,927円	41,473.1円	和歌山県		1,253,564円	9,294.5円
山梨県		1,273,593円	33,972.5円	鳥取県	1,251,394円	1,286,138円	24,269.6円
長野県		1,275,629円	35,804.9円	島根県		1,269,958円	9,707.6円

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
岡山県	1,251,394円	1,234,564円	—	佐賀県	1,246,414円	1,269,340円	13,633.4円
広島県		1,258,626円	—	長崎県		1,278,239円	21,642.5円
山口県		1,266,884円	6,941.0円	熊本県		1,281,029円	24,153.5円
徳島県	1,296,517円	1,274,661円	—	大分県		1,281,744円	24,797.0円
香川県		1,278,926円	—	宮崎県		1,286,811円	29,357.3円
愛媛県		1,254,335円	—	鹿児島県		1,272,486円	16,464.8円
高知県	1,246,414円	1,204,622円	—	沖縄県	1,251,793円	1,187,605円	—
福岡県		1,269,629円	13,893.5円				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価(概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
交雑種	725,541円	729,901円	—
乳用種	478,075円	521,655円	32,220.0円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額です。

※2 ※2を付した岐阜県および兵庫県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和4年度第1～3四半期〕

令和4年4月から12月までの算出期間(令和4年度第1～3四半期)における畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(5)の規定により算出した見込みの標準的販売価格および見込みの標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、概算払はありません。

なお、今回の算出期間における確定値については、2月上旬に公表する予定です。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和4年4月から12月まで
肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格	42,138円/頭
肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費	39,711円/頭
肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価※	— (概算払なし)

※ 肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価は、肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費と肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から1,100円を控除した額です。